

## 建物構造確認書

ご契約者名	証券番号	保険期間	申込書記載のとおり
建物構造	耐火建築物 (※1)(※2)	準耐火建築物 (※3)(※4)	省令準耐火建物 (※5)

上記契約の保険の対象(建物または動産を収容する建物)は、上記建物構造に該当することを、下表に○を付した確認方法により確認しました。

(①~⑩のいずれか1つに○をつけてください。添付資料が必要なものは、該当箇所のコピー等を添付願います。)

なお、保険の対象との物件の同一性は、建物の所在地、面積または商品名などの物件固有の周辺情報から総合的に確認しました。

(確認資料において、保険の対象との物件の同一性を確認できる該当箇所のコピー等も添付願います。)

番号	構造	確認方法	添付資料
①	耐火建築物 準耐火建築物	建築確認申請書(第四面)にて、以下のチェックまたは記載があることを確認した。 <b>【耐火建築物】</b> 『5. 耐火建築物』:「耐火建築物」、「耐火」 『5. 耐火建築物等』:「耐火建築物」、「耐火構造建築物」 『5. 主要構造部』:「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」 「耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)」「耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)」 「建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」 <b>【準耐火建築物】</b> 『5. 耐火建築物』:「準耐火建築物」、「準耐火」、「準耐火建築物イ」、「準耐火建築物(イ-1)」、「準耐火建築物(イ-2)」、 「準耐火建築物ロ」、「準耐火建築物(ロ-1)」、「準耐火建築物(ロ-2)」、 「準耐火イ」、「準耐火(イ-1)」、「準耐火(イ-2)」、「準耐火ロ」、「準耐火(ロ-1)」、「準耐火(ロ-2)」、 「簡易耐火建築物」、「簡易耐火建築物イ」、「簡易耐火建築物ロ」、「簡易耐火イ」、「簡易耐火ロ」 『5. 耐火建築物等』:「準耐火建築物(イ-1)」、「準耐火建築物(イ-2)」、 「準耐火建築物(ロ-1)」、「準耐火建築物(ロ-2)」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」	要 (写)
②		公的機関等(国、地方公共団体等)または施工者等(建築施工者、ハウスメーカー、設計者、販売者等)の発行する書類(設計仕様書、設計図面、パンフレット等)に、以下の記載があることを確認した。 <b>【耐火建築物】</b> 「耐火建築物」、「耐火構造建築物」 <b>【準耐火建築物】</b> 「準耐火建築物」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「準耐火イ」、「準耐火(イ-1)」、「準耐火(イ-2)」、「準耐火ロ」、「準耐火(ロ-1)」、「準耐火(ロ-2)」	要 (写)
③	耐火建築物	地上4階建て以上の建物で地上3階以上が共同住宅となっている鉄骨造建物で、1960年(昭和35年)以降2015年(平成27年)5月以前に新築された建物であることを確認しました。	不要
④		住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)特約火災保険等の保険証券、ご契約者カード、領収証、満期案内書類、契約内容確認のお知らせ等に、以下の記載があることを確認した。 「C'(構造級別欄)」、「3'(構造級別欄)」、「C×0.8」、「3級×0.8」、「省令準耐火」、「省令簡易耐火」、「省令簡耐」	要 (写)
⑤	省令準耐火建物	融資に際し、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)、受託金融機関、受託地方公共団体または同機構の認める適合証明検査機関の発行または受領する書類(竣工現場検査申請書・適合証明申請書等)に、以下の記載があることを確認した。 「省令準耐火」、「省令準耐」、「省令簡易耐火」、「省令簡耐」	要 (写)
⑥		公的機関等(国、地方公共団体等)または施工者等(建築施工者、ハウスメーカー、設計者、販売者等)の発行する書類(設計仕様書、設計図面、パンフレット、木住協仕様の特記仕様書等)に、以下の記載があることを確認した。 「省令準耐火」、「省令準耐」、「省令簡易耐火」、「省令簡耐」	要 (写)
⑦		施工者等(建築施工者、ハウスメーカー、設計者、販売者等)から、下記の「建物構造証明書」を取り付けた。	不要
⑧	耐火建築物 準耐火建築物 省令準耐火建物	下記、「建物構造証明書」と同様の証明書を取り付けた。 (注)施工者等の倒産により手元にある証明書が今後取得できない等やむを得ない場合を除き、原則として原本の提出をお願いいたします。やむを得ずコピーによる提出となる場合は、備考欄に「この証明書の原本は、他社契約において既に提出済であることを、契約者に確認しました。」と記載します。	要 (原本)
⑨		当社の他契約【証券番号: 】にて、当該建物が該当する構造の建物であることを確認した。 (この場合、保険証券や業務端末(写)など、他契約の情報が確認できる資料が必要です。)	要 (写)
⑩		上記①~⑨以外で当社が認めた確認資料で、当該建物が該当する構造の建物であることを確認した。(備考欄に内容を記載します。)	要 (写)

<備考欄>(⑧、⑩等の場合に使用します。)

(注)対象となる建物が、「耐火建築物仕様の建物」と「耐火建築物仕様でない建物」のように併存するような記載がある場合には、対象建物が該当する仕様(構造)の建物であることを確認できる資料も合わせて添付願います。

## 建物構造証明書

下記の建物は、「建物構造」欄記載の構造に該当する建物であることを証明いたします。

証明日 年 月 日

建物商品名・型式等 (ない場合は記入不要)	
建物の所在地	
建物構造	耐火建築物 (※1)(※2) 準耐火建築物 (※3)(※4) 省令準耐火建物 (※5)
施工者等	(住所) (会社名)
※社印について、ご担当者が本物件の仕様(構造)を確認できる場合は、ご担当者の署名または記名・押印でも可。	印

(※1) 建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物をいいます。

(※2) 「耐火構造建築物(建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)による改正前の建築基準法第27条第1項に適合する特殊建築物のうち、特定避難時間倒壊等防止建築物以外のもの)」「主要構造部(※6)(※7)が耐火構造(※8)の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準(※9)に適合する構造の建物」を含みます。

(※3) 建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する準耐火建築物をいいます。

(※4) 「特定避難時間倒壊等防止建築物(建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)による改正前の建築基準法施行令第109条の2の2に適合する建築物)」「主要構造部が準耐火構造(※10)の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(※11)の建物」を含みます。

(※5) 勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令(平成19年厚生労働省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロ(2)に定める耐火性能を有する構造の建物として、住宅金融支援機構の定める仕様と合致するものまたは同機構の承認を得たものをいいます。なお、同機構の定める「まちづくり省令準耐火」はこれに該当しません。

(※6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に定める部分をいいます。

(※7) 建築基準法施行令第108条の3に定める防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合にはその部分以外の主要構造部をいいます。

(※8) 建築基準法第2条第7号に定める耐火構造をいいます。

(※9) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第280号)による改正前の建築基準法施行令においては第108条の3第1項第1号イおよびロに掲げる基準をいいます。

(※10) 建築基準法第2条第7号の2に定める準耐火構造をいいます。

(※11) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第109条の3第1号または第2号に適合する主要構造部の構造をいいます。